

Let's Postgres 運営実行委員会 会則

2009年2月19日(第1版)

第1条 目的

Let's Postgres 運営実行委員会 (以下「委員会」) は、PostgreSQL に関する情報を提供するためのポータル (以下「ポータル」) の運営を目的とする。

第2条 委員

1. 委員会の目的に賛同する者で、以下の要件を満たすものは本委員会の構成員 (委員と呼ぶ) となる。
 1. 委員会の目的を達するため、ポータルの運営作業を実際に分担できること
 2. 委員会への入会希望を受けて、事務局により委員長の確認を得て入会が承認された者。事務局は、入会者につき直後の運営会議に報告すること
2. 委員の退会については、次のようにする
 1. 退会を希望する委員は、1か月前をめぐりに事務局にその旨を連絡すること
 2. 退会の希望があった場合は、運営会議 (第条) にて承認を受けること
 3. 委員会の活動に著しい障害を与えた者は、委員長が退会させることがある

第3条 役員

第1項 役員の種類別

委員会は、以下の役員を置く。委員はいずれか1つ以上の役員となるものとする。各会議については、第4条を参照のこと。

1. 委員長：委員会を代表し、その活動を総理する。1名とする。
当該年度の前年度の主査および事務局の互選とし、JPUG 理事会の承認を受けるものとする。
2. 主査：企画会議を主催・運営する。若干名とする。
主たる任務はポータルの方向性の議論と決定である。運営会議で任命する。
3. 事務局：編集会議を主催・運営する。若干名とする。

主たる任務はポータルの方角性に沿った記事の編成、JPUG 理事会に活動内容を報告し助言を得ること、外部との折衝、委員会および企画会議への出席である。運営会議で任命する。

JPUG 理事会での報告・議論を行うため、事務局には1名以上のJPUGの理事を置く。

4. 編集委員：ポータル記事を編集する（記事を執筆することもある）。編集会議に出席する。若干名とする。

主たる任務は記事の編集（原稿の整理、整形、校正を含む）である。運営会議で任命する。

第2項 役員任期

役員任期は各1年とし再任を妨げない。任期は以下のように定める。

1. 任期は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする（これを年度と称する）。
2. 4月1日以外に就任する役員の場合、直近の3月31日までをその任期とする。

当該年度最初の運営会議が開催されるまで、前年度の役員が暫定的に就任する。

第4条 ポータル運営のための会議

ポータル運営のため、運営会議、企画会議、編集会議を開催する。

第1項 運営会議

1. 委員会運営のため、委員長は運営会議を開催する。
 1. 新年度になって3か月以内に最初の運営会議を開催すること。
2. 運営会議は主査および事務局で構成する。
 1. 編集委員、JPUG理事の参加を認める。
3. 委員長が議長を務め、議論に基づいて議決する。
4. 運営会議では、以下の事項を決定する。
 1. その年度の最初の運営会議では委員長を選出する
 1. その後、当該年度の委員を任命する
 2. 役員任命
 3. 入会希望者を委員として承認
 4. 退会委員の承認

5. 委員会の会則の変更
6. その他、運営上必要と認められる事項

第2項 企画会議

企画会議はポータルの方角性を議論し、決定するための会議である。主査が主催し、3か月に1回を目途に開催する。方向性についてはJPUG理事会の意見を参考にする。具体的な運用方法については、『情報ポータル委員会ワークフロー』に整理する。

第3項 編集会議

編集会議はポータルに掲載する個々の記事の編集方針を決め、編集作業を遂行するための会議である。事務局が主催する。1か月に1回をめぐりに開催する。具体的な運用方法については、『情報ポータル委員会ワークフロー』に整理する。

第5条 ポータル記事

第1項 ポータル記事の定義・範囲

ここにいうポータル記事（以下、単に記事と呼ぶ）とは、PostgreSQLの発展に資する内容の文書であって、ポータルに掲載されるものをいう。

第2項 記事の権利

記事の著作権と利用権の扱いを以下のように定める。

1. 著作権は執筆者が有する。
2. 利用に関しては、執筆者は委員会に対して、無償かつ無期限で記事をポータルに掲載することを許可するものとする。
 1. ただし、執筆者の依頼があれば、編集会議での確認を経て、掲載期限を定めて掲載することができる
 2. ただし、企画会議および編集会議の判断で掲載を取り下げることがある
 3. JPUGが主催する各種の活動にて、出典を明記したうえで、無償で記事の再利用が可能とする。以下に例を示す。
 1. 会報や各種のパンフレットへの転載
 2. 本部主催のカンファレンスや勉強会、各分科会、地方支部主催の勉強会等での利用（転載、適宜抜粋など）

付則

1. 委員会則は、JPUG 理事会での確認を経て、発効するものとする。
2. 実際のポータルの運営方法等は、別途ワークフローを定める。
3. 最初期の役員は、以下のメンバからなる（50音順、敬称略）。編集委員は第1回運営会議で承認し、任命する。
 1. 委員長：石井 達夫[†]
 2. 主査：石井達夫[†]、鈴木幸市[‡]
 3. 事務局：稲葉香理^{†*}、坂田哲夫^{†*}

以上

[†] SRA OSS, Inc. 所属。

[‡] NTT OSS センタ所属。

^{*} JPUG 理事。